

第 27 回住居表示審議会の開催について（報告）

■ 実施概要

実施日：平成 25 年 11 月 25 日 午前 10：00～11：25

実施場所：千代田区役所第一委員会室

■ 議事概要

1. 経過

- 神田冠称を不採用とした理由は。

→ 審議会で話し合っていた結果だが、詳細は不明(コミュニティ振興課長)

- 当時、それぞれ神保町と西神田を一体で住居表示するという案があり、町名を残すために仕方なく住居表示を自ら導入したと聞いている。
- （郵便送付の簡易化の説明を受け）役人がやり易いように住居表示を実施しただけ。京都などはなくても分りやすい。
- 住居表示未実施地区は神田冠称が残っている。住居表示実施したところがバカを見たことになる。
- 駿河台は住居表示を未実施だが、町名は変わった。過去手続きはやった筈なのだから、今回の件を特別視するのは何故
- 住居表示法はまだ生きているのか。

→ 当初は時限立法（5年）だったが、延長されており生きている。(コミュニティ振興課長)

2. 今後の方策

- 今更、なぜ神田冠称を実施するのか。該当の町会員がみな賛成しているとは思えない。企業及び住民の意向をもっときっちり聞かないといけない。
- 町名はそれぞれ思いがある。意向調査をきっちりやるべき。
- 神田冠称の動きが区内で広がることに懸念
- これから住居表示を実施する場合は、神田をとることになるのか。

→ 住居表示審議会での整理ではそうなるが、時代も変わっておりゼロベースで検討することになるだろう。(コミュニティ振興課長)

- 反対、賛成それぞれからお話を伺うということは必要。また、意向調査の方法を検討して欲しい。署名の分析は必要か。

3. その他

- 郵便番号が7ケタ化されている現在、地域名が変わっても、その影響は限定的ではないか。

→ 郵便番号は町名毎に指定しているものであり、見直しは関係ない。(日本郵便株式会社神田郵便局長)

- 住居表示の実施率(74.05%)は皇居、丸の内などを含んでおり、住民が生活しているエリアではもっと下がる筈
- 住居表示を進めるため、表示プレートを実施地区のみに付けるなど行政は差をつけている。